務者は、履行地における為替相場により、日本の通貨で弁済をすることができる。
参＋四〇二③【本条の特則→手四一、小三六

（法定利率）
第四〇四条① 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。
② 法定利率は、年三パーセントとする。（平成二九法四四本項追加）
③ 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。（平成二九法四四本項追加）
④ 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。（平成二九法四四本項追加）
⑤ 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を六十で除して計算した割合（その割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。（平成二九法四四本項追加）

> （法定利率）
> **第四〇四条** 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。（改正後の①）
> （第二項―第五項は新設）

（平成二九法四四本条改正）
注　第三項の「期」及び第五項の「基準割合の告示」を定める省令

民法第四百四条第三項に規定する期及び同条第五項の規定による基準割合の告示に関する省令（令和一・五・八法務一）
（最初の期）
第一条 民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行後最初の期（民法第四百四条第三項に規定する期をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までとする。
（基準割合の告示）
第二条 民法第四百四条第五項の規定による基準割合の告示は、各期の初日の一年前までに、官報でする。
注　第五項の「基準割合」を定める告示
民法第四百四条第五項の規定に基づき、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの期における基準割合を告示する件（令和二・四・一法務告四七）
年〇・七パーセント

参＋【法定利率の適用→四一七の二、七二二①、四一九①、四四二②、四五九の二②、商五一三、手四八①㈡、四九㈡、小四四㈡、四五㈢、臣【約定利率の制限→利息、出資取締五 ❸❺【法務省令→法定利率期 ❺【基準割合→法定利率告

（利息の元本への組入れ）
第四〇五条 利息の支払が一年分以上延滞した場合において、債権者が催告をしても、債務者がその利息を支払わないときは、債権者は、これを元本に組み入れることができる。
参＋四〇四

（選択債権における選択権の帰属）
第四〇六条 債権の目的が数個の給付の中から選択によって定まるときは、その選択権は、債務者に属する。
参＋四〇七―四一一

（選択権の行使）
第四〇七条① 前条の選択権は、相手方に対する意思表示によって行使する。
② 前項の意思表示は、相手方の承諾を得なければ、撤回することができない。

（選択権の移転）
第四〇八条 債権が弁済期にある場合において、相手方から相当の期間を定めて催告をしても、選択権を有する当事者がその期間内に選択をしないときは、その選択権は、相手方に移転する。
参＋四〇六

（第三者の選択権）
第四〇九条① 第三者が選択をすべき場合には、その選択は、債権者又は債務者に対する意思表示によってする。
② 前項に規定する場合において、第三者が選択をすることができず、又は選択をする意思を有しないときは、選択権は、債務者に移転する。
参＋四〇六―四〇八

（不能による選択債権の特定）
第四一〇条 債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。（平成二九法四四本条改正）

> （不能による選択債権の特定）
> **第四一〇条①** 債権の目的である給付の中に、初めから不能であるもの又は後に至って不能となったものがあるときは、債権は、その残存するものについて存在する。（改正後の本条）
> ② 選択権を有しない当事者の過失によって給付が不能となったときは、前項の規定は、適用しない。（改正により削られた）

参＋【給付不能による損害賠償→四一五

（選択の効力）
第四一一条 選択は、債権の発生の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。
参＋四〇六―四一〇

民法改正の旧規定を併記
（債権法・相続法・特別養子）

第二節　債権の効力
第一款　債務不履行の責任等
（平成一六法一四七款名追加）

（履行期と履行遅滞）
第四一二条① 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。
② 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。（平成二九法四四本項改正）
③ 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

> （履行期と履行遅滞）
> **第四一二条①**（略）
> ② 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知った時から遅滞の責任を負う。
> ③（略）

参＋【期限→一三五―一三七、五七三【履行遅滞による責任→四一三の二①、四一五、五四一、五四二①㈣㈤、四九二【本条の特則→五二〇の九、五二〇の一八、五二〇の二〇、五九一【判決等による支払の猶予→民訴三七五①、二七五の二①

（履行不能）
第四一二条の二① 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。
② 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第四百十五条の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。
（平成二九法四四本条追加）
〈第四一二条の二は新設〉

参＋【代償請求権→四二二の二【危険負担→五三六【履行不能による解除→五四二

（受領遅滞）
第四一三条① 債権者が債
み、又は受けること
務の目的が特定
履行の提供
の財産に
存すれ
② 債
る
加

第四
任を負
できな
ときは、そ
事由による
② 債権者が債務の
ることができない場合
時以後に当事者双方の責めに帰
由によってその債務の履行が不能となったときは、そ
の履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由による
ものとみなす。
（平成二九法四四本条追加）
〈第四一三条の二は新設〉
参＋❶【履行遅滞→四一二 ❷【受領遅滞→四一三

（履行の強制）
第四一四条① 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さない
ない。
害賠償の請求を妨げない。

> 債務の履行をしないときは、
> 所に請求することができる。
> さないときは、この限りで
> ない場合において、その債
> 債権者は、債務者の費用で
> 所に請求することができ
> る債務については、裁判を
> ることができる。（改正に
> いては、債務者の費用で、
> し、又は将来のため適当な
> 求することができる。（改正
> 償の請求を妨げない。（改正後の

一六七の一四、一六八―一七〇【代替
接強制→民執一七二、一七三、一六七の
【その他の方法→民執一七七、臣 ❷【損害

（債務不履行による損害賠償）
第四一五条① 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであ